令和８年１１月
国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港計画課
安全部 安全政策課、空港安全室、
無人機航空機安全課

「バーティポート整備指針」、「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」及び「航空保安業務処理規程」の一部改正について

１．改正の背景

（１）都市の渋滞を避けた交通サービス、離島や山間部での新たな移動手段、災害時の救急搬送や迅速な物資輸送等の構想を描く様々な分野の関係者が、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組みを進めている。

我が国においても世界に先駆けた「空飛ぶクルマ」の実現のため、官民の関係者が一堂に会する「空の移動革命に向けた官民協議会」を設置し、「空飛ぶクルマ」の離着陸場であるバーティポートの制度整備については、その下に設置された離着陸場ワーキンググループで議論を進めてきたところである。バーティポートを整備するにあたっては、国内基準を制定しなければならないが、国際的な規格化が 2028 年頃と見込まれていたことから、欧米のバーティポートに関する技術ガイダンスを参考にしつつ、離着陸場ワーキンググループにおける民間側からの意見を踏まえながら、暫定的なガイダンスである「バーティポート整備指針」を令和５年 12 月にとりまとめ、公表した。

（２）離着陸場ワーキンググループにおいては、「バーティポート整備指針」公表後も、引き続きバーティポートの国内基準の制定に向けて議論・検討しているところであるが、今般国内基準の策定に先駆けて、整備指針の改正を行うことで合意を得たため、２．に示す事項について、所要の改正を行う。

（３）バーティポートの国内基準の制定までの間は、暫定的に航空法（昭和27年法律第231号）第79条ただし書の許可を受けることで「空飛ぶクルマ」の離着陸を認めることとしているため、整備指針の改正内容を参考に、「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」等においても明確化を図るため所要の改正を行う。

（４）空飛ぶクルマは従来の航空機とは異なる性質を持ち、かつ、技術開発の段階であるため、航空保安業務処理規程に規定される許可基準の適用が困難なケースが想定される。このため規定する許可基準等について、安全政策課長又は無人航空機安全課長が別に取扱いを定めることで、柔軟な許可等手続きを可能とするため所要の改正を行う。

２．改正の概要

（１）「バーティポート整備指針」

① 転移表面の設定を選択制にするために、Protected Side Slope（以下「PSS」という。）の記載を修正する。

② 進入表面を短縮する場合の条件の記載について、航空局方針に整合する形で、

新たな勾配設計カテゴリを追加する。

③　進入方向交差角を 135 度未満、又は進入表面を 1 方向とすることができる条件の記載について、規則性の文言及び評価項目例を追記する。

④　転移表面について、横方向の移動（Lateral transit）を具体化するために、参考図と文言を追加する。

⑤　整備指針の最後に参考として建物屋上のバーティポートに関する住宅局見解を掲載する。

⑥　その他、所要の改正を行う。

（２）「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」及び「航空保安業務処理規程」

上記、バーティポート整備指針の改正を参考に、「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準（平成９年９月 30 日空航第 715 号）」及び「航空保安業務処理規程」（昭和 42 年３月 13 日空総第 130 号）について、以下のとおり改正する。

①　航空保安業務処理規程に定めのない許可手続き等の取扱いについて、安全政策課長又は無人航空機安全課長或いはその両方が取扱いを別に定めた場合にはそれに基づき措置が可能となる条文を追加。（航空保安業務処理規程に限る）

②　転移表面を不要とする場合の記載及び転移表面を設定しない場合の PSS の記載を修正する。

③　進入方向交差角 135 度未満、又は進入表面を１方向にすることができる基準について追加する。

④　その他、所要の改正を行う。

３．スケジュール（予定）

適用日：令和９年１月